

# 「交通機関の異常・気象災害等に対する対策」

## A 交通機関の異常に対する対策

(ただし、下記の1～3の措置をとるのは、その路線が全面的に不通の場合のみ。)

1. 京成電鉄が不通の時。あるいは、JRと新京成電鉄両方が不通の時(京成平常)
  - (1) 午前7時00分に不通の状態にある時  
※臨時休業
  - (2) 不通の状態が午前7時00分までに解除になった時  
※9時30分始業(9時30分までに登校のこと)  
(定期考査時は、9:30 までに登校し、10:00 試験開始とする。別途考慮する場合もある。)
2. JR が不通の時(京成、新京成平常)  
※9時30分始業(9時30分までに登校のこと)  
(定期考査時は、9:30 までに登校し、10:00 試験開始とする。別途考慮する場合もある。)
3. 新京成電鉄が不通の時(JR、京成平常)  
※9時30分始業(9時30分までに登校のこと)  
(定期考査時は、9:30 までに登校し、10:00 試験開始とする。別途考慮する場合もある。)
4. 上記以外で、平常授業開始が不可能な場合。  
※別途判断(学校長による)
  - (ア) 午前7時00分の時点で不通の状態にあるかどうかの判断はNHKのニュースによる。
  - (イ) 交通機関の異常で電車などが混乱している時は怪我のないように十分注意して登校する。
  - (ウ) 交通機関の異常のためやむを得ず登校できない者、及び遅刻した者については、HR 担任が事情確認の上、欠席・遅刻扱いにはしない。定期考査についても不利な扱いにならないようにする。

## B 気象災害等に対する対策

1. 午前7時の時点で千葉北西部(東葛飾地区)に暴風警報、大雨警報(波浪、洪水警報は除く)がともに発令されている時  
※自宅待機
2. 千葉北西部(東葛飾地区)に暴風警報、大雨警報(波浪、洪水警報は除く)が
  - ① 午前10時の時点でどちらか一方または両方が解除になったとき  
※12時30分始業(12時30分までに登校のこと、50分2限授業)  
(定期考査時は、12:30 までに登校し、13:00 試験開始とする。別途考慮する場合もある。)
  - ② 午前10時の時点で上記の警報がともに発令中の時  
※臨時休業
3. 上記以外で、平常授業開始が不可能な場合。  
※別途判断(学校長による)
  - (ア) 午前7時00分の時点で警報発令の状態にあるかどうかの判断はNHKのニュースによる。
  - (イ) 気象災害の異常で電車などが混乱している時は怪我のないように十分注意して登校する。
  - (ウ) 気象災害の異常のためやむを得ず登校できない者、及び遅刻した者については、HR 担任が事情確認の上、欠席・遅刻扱いにはしない。定期考査についても不利な扱いにならないようにする。